

弁護士・中小企業診断士・産業カウンセラー

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853
愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階
電話：0563-53-0220
FAX：0563-53-0222
e-mail: inoue@aisan-law.jp



増加の一途をたどる 過重労働に関する脳・心臓疾患、 精神疾患における労災請求

◆平成 28 年度「過労死等の労災補償状況」

厚生労働省は、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害に関して、平成 14 年から、労災の請求件数や支給決定件数などを年 1 回取りまとめています。

このたび平成 28 年度の集計結果が公表されましたので、その内容をまとめます。

◆脳・心臓疾患に関する労災補償状況

請求件数は 825 件で、前年より 30 件増加しました。支給決定件数は 260 件で前年比 9 件増、うち死亡件数も同 11 件増の 107 件でした。

業種別に見てみると、請求件数・支給決定件数ともに「運送業、郵便業」が 212 件と最も多く、次いで「卸売業、小売業」106 件、「製造業」101 件と続きます。

年齢別では、「50～59 歳」が請求件数 266 件、支給決定件数 99 件とともに一番多く、「40～49 歳」が請求件数 239 件、支給決定件数 90 件と、ともに 2 番目に多くなっています。

時間外労働時間別の支給決定件数は、「80 時間以上～100 時間未満」が 106 件で最多、「100 時間以上」の合計件数は 128 件ありました。

◆精神障害に関する労災補償状況

精神障害の請求件数は、前年から 71 件増え 1,586 件と、過去最多となりました。そのうち未遂を含む自殺件数は前年から 1 件減の 198 件

でした。支給決定件数は 498 件で前年から 26 件増加し、うち未遂を含む自殺の件数は前年から 9 件減の 84 件となっています。

業種別で見ると、請求件数は「医療、福祉」302 件、「製造業」279 件、「卸売業、小売業」220 件の順に多く、支給決定件数は「製造業」91 件、「医療、福祉」80 件、「卸売業、小売業」57 件の順になっています

年齢別では、「40～49 歳」歳の請求件数が 542 件、支給決定件数が 144 件とともに最も多く、次いで「30～39 歳」の請求件数が 408 件、支給決定件数 136 件という順に多くなっています。

そして、出来事別の支給決定件数は、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が 74 件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 63 件となっています。

◆裁量労働制対象者に係る支給決定件数

過去 6 年間で、「裁量労働制対象者」に係る脳・心臓疾患の支給決定件数は 22 件で、うち専門業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 21 件、企画業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 1 件ありました。

企業側は、事業場の事故に限らず、労働時間・働き方等の管理に配慮が必要です。

従業員の睡眠不足問題と 「勤務間インターバル制度」の活用

◆睡眠ブーム到来中！

「睡眠」が静かなブームとなっています。

ビジネスマン向けの「睡眠」関連書が次々と出版されたり、深夜業務が多い企業などを対象と

した「従業員の睡眠改善」セミナーが話題となったりするなどしています。

「平成 27 年国民健康・栄養調査」(厚生労働省)によれば、1 日の平均睡眠時間が「6 時間未満」という人は平成 27 年で 39.5%です。この割合は、平成 19 年以降、増加し続けています。

睡眠ブームも、このように睡眠不足に悩む人が増えていることの裏返しと言えます。

ここでは、企業にとっての「従業員の睡眠不足」について、考えてみましょう。

◆睡眠負債の恐怖

「睡眠負債」という言葉をご存知でしょうか。スタンフォード大学により提唱された概念で、日々の僅かな睡眠不足が負債(借金)のように積み重なっている状態を指します。

短期的な睡眠不足であれば、しっかり休養すれば改善しますが、睡眠負債の場合、本人は睡眠不足の自覚がないまま心身にダメージが蓄積し、脳のパフォーマンスの低下や、がん、生活習慣病、鬱、認知症などの発症をも引き起こすと言われています。

一例として、東北大学の調査によれば、睡眠時間が 6 時間以下で睡眠負債がたまった状態の人においては、男性の前立腺がんの発症率が 1.38 倍、女性の乳がん発症率が 1.67 倍に悪化したとのことです。

◆睡眠負債で高まる労災リスク

睡眠負債は、慢性的な長時間労働と表裏一体の関係にあります。企業にとっては、従業員の疾病発症率が高まるということは、自社の労災発生リスクが高まることを意味しています。

万が一、自社の従業員が脳・心臓疾患や精神疾患を発症し、これが長時間労働によるものと主張されることになれば、企業はこの疾患の「業務起因性」や、そもそもの「安全配慮義務」を問われる事態ともなりかねません。

◆労働者と企業を守る

「勤務間インターバル制度」

労働者の睡眠負債への特効薬として、今、期待されているのが「勤務間インターバル制度」(退社から入社まで一定時間を空け、労働者の休息時間を確保する制度)です。

終業が遅くなった際、始業を後ろ倒しすること

で、睡眠を含む休息時間の確保につながります。

厚生労働省の有識者会議における資料によれば、この「勤務間インターバル制度」をすでに導入している企業および導入検討中の企業はわずか 10%程度であり、普及はまだまだこれからですが、企業にとって要注目の制度と言えるのではないのでしょうか。

9 月の税務と労務の手続提出期限

【提出先・納付先】

11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

10 月 2 日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

当事務所よりひと言

今回は、過重労働と睡眠不足の問題を取り上げました。いずれも、企業法務・メンタルヘルス対策にとって、重要な問題ですね。

当事務所の弁護士は、産業カウンセラーとして、企業のメンタルヘルス対策にも注力しておりますが、現在、メンタルヘルス法務主任者とメンタルヘルス・マネジメント検定 I 種についても鋭意勉強しております。

首尾良く試験に合格を果たし、企業のメンタルヘルス対策にも、より高い専門性を発揮できるよう努力して参りたいと思います。